

(3) 平成31年度地域包括支援センターの委託について

1 設置

地 区	委託法人	専門職数
・北部地区 (坂下・川上・加子母・付知 ・福岡・蛭川・山口)	中津川市社会福祉協議会	5名
・阿木地区	社会福祉法人 敬愛会	1名
・落合・神坂(馬籠含)・瀬戸(板橋を除く) 地区	社会福祉法人 萱垣会	1.5名
・苗木・瀬戸(板橋)地区	社会福祉法人 五常会	1.5名
・坂本地区	医療法人みらい	3名

2 設置基準

- ・基本的に65歳以上の人口概ね3,000人～6,000人に1ヶ所と示されている。
- ・専門職3職種の配置 ①社会福祉士、②保健師、③主任介護支援専門員 又は各職種に準ずるもの(一号被保険者の数、概ね3,000人以上6,000人ごとに常勤の3職員をおく)

3 委託業務の内容

【法的に決められた業務】

- 1) 総合相談支援業務：介護に関する相談、生活全般に関する相談、福祉や医療など様々な相談への対応。
- 2) 権利擁護業務：認知症などで判断能力が低下し、契約や管理に不安のある高齢者に対して成年後見制度の活用への支援。高齢者への虐待に関する相談に応じ、他の関係機関と連携して高齢者の権利擁護。
- 3) 介護予防マネジメント業務：支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう介護予防事業などの支援。
- 4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務：ケアマネジャーの支援や助言を行い、また暮らしやすい地域となるよう、さまざまな機関とのネットワークづくりを調整。
- 5) 運営協議会への参加：直営で開催、事業実施計画報告、相談協力員懇話会を開催する。

【市(保険者)の委託業務】

1. 認知症総合支援事業(認知症見守りのわ事業の実施)：相談対応・家族会
2. 一般介護予防事業：介護予防予防教室の開催
3. 食のアセスメント：配食サービス対象者の適切な把握